

法務局からの大切なお知らせ

お済みですか？

相続登記の義務化が始まりました！



相続登記は資料集め等に時間がかかるから、早めに取りかかっておいた方がいいよ！

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日
から開始！

- ◎相続を知ってから**3年以内に登記**する必要があります！
- ◎**義務化前に発生した相続も対象**となります！



詳細は法務省HPにも→



義務化前に発生した相続は、
令和9年3月31日までに相続登記を！

ご存じですか？

住所等変更登記が義務化されます！



「スマート変更登記」をしたら、登記義務を果たしたことになるよ！

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和8年4月1日
スタート！

- ◎住所・氏名の変更日から**2年以内に登記**する必要があります！
- ◎**義務化前の変更も対象**となります！



詳細は法務省HPにも→



新設された法務局が職権で変更する制度である
「スマート変更登記」の活用を！

登記申請は、法律の専門家である**司法書士**へ相談・依頼することができます。
長崎県司法書士会 ☎095-823-4777 HPはこちらから→



詳しくは裏面をご覧ください！

相続登記の義務化について

Question1 相続登記の義務化とは何ですか？

これまで相続登記を行わなくても、特段の罰則はありませんでしたが、令和6年4月1日以降、相続発生を知った日から3年以内に相続登記をしなければならないと法律が改正されました。

Question2 令和6年4月1日前に相続が発生している場合は、いつまでに相続登記をしなければいけませんか？

義務化が始まった時が起算日となりますので、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Question3 期間内に相続登記を行わないとどうなるのですか？

過料（10万円以下）が発生する場合があります。

Question4 相続財産の遺産分割(遺産の分配)の調整に時間がかかっているのに、相続登記ができないのですがどうしたらいいですか？

「相続人申告登記」を申請（申請に関しては法務省HPをご覧ください）することで、相続登記の義務が免れます。

Question5 不動産が曾祖父母の名義になっていたため相続人がわからない、あるいは、遺産分割協議が整うめどがなく相続人が決まらないなどの事情があり、相続登記ができないときはどうしたらいいですか？

法律の専門家である司法書士等に相談されることをお勧めします。

住所等変更登記の義務化について

Question1 住所等変更登記の義務化とは何ですか？

これまで住所や氏名が変更された場合に、変更登記を行わなくても、特段の罰則はありませんでしたが、令和8年4月1日以降、住所や氏名を変更した日から2年以内に変更登記をしなければならないと法律が改正されました。

Question2 令和8年4月1日前に住所や氏名を変更している場合は、いつまでに変更登記をしなければいけませんか？

義務化が始まった時が起算日となりますので、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。

Question3 期間内に住所や氏名の変更登記を行わないとどうなるのですか？

過料（5万円以下）が発生する場合があります。

Question4 転勤が多いので、住居を移転する頻度が高いのですが、その度に住所の変更登記が必要なのでしょうか？

「スマート変更登記」を申請（申請に関しては法務省HPをご覧ください）すれば、法務局が職権で住所や氏名を変更します。

不動産登記に関するお問合せは最寄りの法務局へ（登記手続案内については予約制）

長崎地方法務局 不動産登記部門 ☎095-820-5937
諫早支局 ☎0957-22-0475
島原支局 ☎0957-62-2513
佐世保支局 ☎0956-24-4850
平戸支局 ☎0950-22-2263
壱岐支局 ☎0920-47-0164
五島支局 ☎0959-72-2261
対馬支局 ☎0920-52-6463

相続関連の制度はほかにもあります。
お気軽にお問い合わせください。

- ◎法定相続情報証明制度
- ◎自筆証書遺言書保管制度
- ◎相続土地国庫帰属制度
- ◎所有不動産記録証明制度
(令和8年2月から開始！)